

新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の支給について

○国からの通知に基づき、「久喜市国民健康保険に関する規則」の一部を改正して、適用期間の延長をしました。

1 傷病手当金の概要

国民健康保険に加入している被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染した疑いで療養のため労務に服することができない場合、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数について、傷病手当金を支給するものです。

2 適用期間

制度開始時は、適用期間を令和2年1月1日から令和3年12月31日までとしていましたが、国からの通知に基づき延長を行っており、現在の適用期間は令和4年3月31日までとなっております。

3 周知について

- ・広報くき7月号に掲載。
- ・令和3年7月に送付した納税通知書に周知用チラシを同封。
- ・市ホームページに適用期間の延長（令和3年9月30日まで）を掲載。
- ・市ホームページに適用期間の延長（令和3年12月31日まで）を掲載。
- ・市ホームページに適用期間の延長（令和4年3月31日まで）を掲載。
- ・広報くき2月号に掲載予定。

4 実績について（令和3年度）

令和3年12月28日現在

相談件数	申請件数	支給件数	支給金額
17件	7件	7件	394,015円